

# 地方自治体との支援協定現状報告



平成 21 年度副センター長 小泉 雅裕

## 1. はじめに

日本弁理士会では、知的財産を活用した地域の活性化及び産業の振興を図るために、過去においては「特許制度昂揚普及委員会」等を通じて知的財産制度の普及活動を行い、その後、より明確な形で社会的活動を展開するために、1999年4月に日本弁理士会の附属機関として日本弁理士会知的財産支援センター(以下、単に「支援センター」という)を発足し、既に11年目を迎えている。

上述した知的財産を活用した地域の活性化及び産業の振興を図るための代表的な態様としては、地方自治体と日本弁理士会との間で支援協定を締結し、この協定に基づいて各地方自治体での知財施策に日本弁理士会(各支部・支援センター)が協力するという態様が挙げられる。

特に、2002年の知的財産基本法の制定以降、地方自治体では知財に対する意識も高まり、日本弁理士会と知財協力、支援協定を締結する地方自治体が増加してきている。

本稿では、日本弁理士会が社会的活動として実施している地方自治体との支援協定の現状につき、会員、関係者の皆様に周知するために報告させて頂く次第である。

## 2. 地方自治体との支援協定とは

地方自治体との支援協定とは、日本弁理士会と地方自治体との間で『知的財産を活用した地域の活性化及び産業の振興のための事業の連携に関する協定』についての協定書を取り交わし、更に、協定書内での協定事項の詳細については覚書にて定めるようにしたものである。

協定書には、協力事項や覚書との関係や有効期間その他を明記する。

ここで、協力事項としては、例えば以下の通りである。

- ・ 知的財産の普及啓発に関する事項
- ・ 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- ・ 知的財産の相談に関する事項
- ・ その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

また、覚書との関係については、例えば「協力事項に関する事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、別途協議して覚書により定めるものとする。」のように明記する。

更に、有効期間については、単年あるいは複数年(例えば3年)のように明記する。

また、これらの支援協定は、例えば地方自治体と日本弁理士会との間で調印式を経て行われ、更には、締結した支援協定を記念して記念フォーラムなどが開催されることも多い。

図1は、左が青森県との支援協定調印式(平成21年4月16日)、右が鳥取県との支援協定再締結調印式(平成21年7月16日)の様子を夫々示す。



図1 支援協定調印式の様子

## 3. 地方自治体との支援協定の変遷

### (1) 関係する地方自治体

地方自治体の中で最初に日本弁理士会と支援協定を締結したのは鳥根県である。鳥根県は、平成12年当時県内に開業する弁理士がない状況で、社会貢献の一環として地域への支援に力を入れたい日本弁理士会との間で平成13年2月に支援協定を締結し、更には、平成17年度には鳥根県、鳥根大学、松江高専及び日

本弁理士会による四者協定を締結し、平成13年2月から平成20年3月までの7年間支援協定を継続した後、現在は自立した形で日本弁理士会と連携している。

次いで、県内に開業する弁理士数が少ないという同様な要請から、平成15年度には高知県との間で支援協定が締結され、更には、平成17年度には岩手県、福島県、栃木県、北海道との間で支援協定が締結され、平成18年度以降、次に示すように、支援協定が大幅に増加しつつあり、平成21年12月現在までの締結実績は16道県及び3市に至っている（図2参照）。

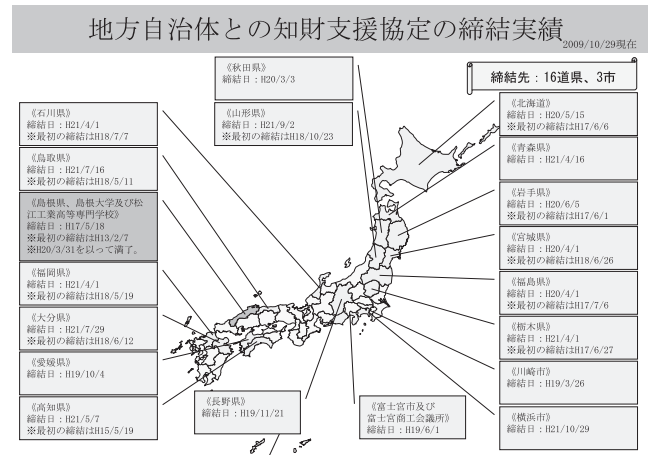


図2 地方自治体との支援協定の締結実績

- 平成13年(2001)：島根(◎)
- 平成14年(2002)：島根
- 平成15年(2003)：島根，高知(◎)
- 平成16年(2004)：島根，高知(※)
- 平成17年(2005)：島根(※)，高知(※)，岩手(◎)，福島(◎)，栃木(◎)，北海道(◎)
- 平成18年(2006)：島根，高知(※)，岩手，福島，栃木(※)，北海道，鳥取(◎)，福岡(◎)，大分(◎)，宮城(◎)，石川(◎)，山形(◎)
- 平成19年(2007)：島根，高知，岩手，福島，栃木(※)，北海道，鳥取，福岡，大分，宮城，石川，山形，愛媛(◎)，長野(◎)，川崎市(◎)，富士宮市(◎)
- 平成20年(2008)：高知，岩手(※)，福島(※)，栃木(※)，北海道(※)，鳥取，福岡，大分，宮城(※)，石川，山形，愛媛，長野，秋田(◎)，川崎市，富士宮市
- 平成21年(2009)：高知(※)，岩手，福島，栃木(※)，北海道，鳥取(※)，福岡(※)，大分(※)，宮城，石川(※)，山形(※)，愛媛，長野，秋田，青森(◎)，川崎市，富士宮市，横浜市(◎)

但し、◎は締結、※は再締結を示す。

## (2) 日本弁理士会の支援体制

地方自治体との支援協定に基づく事業は、各地域特有の問題を含んでおり、地域密着型の支援活動が必要となる。一方、日本弁理士会では、平成18年度に全国9支部化（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）になったことに伴い、支援協定を結んだ地方自治体の支援は、原則として、その地方自治体の属する各支部が行うことになった。

現に、関東、近畿、東海、九州の各支部においては、各支部が独自に支援活動を行っている。

一方、弁理士会員数の少ない北海道、東北、北陸、中国、四国の各支部にあっては独自に支援活動を行うことがマンパワー不足の点で困難なことが多いことから、支援センターの主として第3事業部は、これらの支部と密接な連携をとりながら、各支部をサポートするという立場で支援活動を行っている。

## 4. 支援活動としてのセミナー等の企画・運営

支援センターの第3事業部では、地方自治体毎に原則として主担当、副担当の運営委員を割当て、地方自治体や各支部と連携しながら、地方自治体の要望するセミナー等を企画・運営するようにしている。尚、支援内容によっては、他の事業部に協力要請しながら支援活動を遂行することもある。

各種セミナーの形式としては、講義だけの形式に限らず、講義に加えて、受講者がグループに分かれてグループ討論する演習を盛り込む形式が多く採用されている（図3参照）。この演習は理解が深まるということで受講者には大変好評である。

更に、講師（支援員）の選任については、地方自治

体の要請を十分に尊重し、各支部会員、その地方自治体に関係のある会員（ふるさと支援隊員としての地元出身者等）、本会の専門委員会に所属する会員、支援センター・支部会員の関係者からの推薦者などの中から、テーマに合致した適任者を選任するようにしている。

但し、最近では、知財全般の説明よりも高度なものやテーマを絞り込んだもの、著作権、知財の活用や管理を中心とするもの等、知財テーマが多様化してきているため、担当運営委員は講師としての適任者を選任するのに苦労が絶えないようである。



図3 セミナー風景

## 5. 支援協定に基づく支援活動概要

### (1) 島根県

島根県では、平成13年2月～20年3月まで日本弁理士会と支援協定を締結した結果については、以下のような報告がなされている。

- ・全国の地方自治体に先駆け平成15年に「島根県知的財産活用戦略」を策定した。
- ・平成14年に3つの弁理士事務所が開業された。
- ・島根大学と松江高専では、支援協定を通じて学内での知財意識の高まり、教育カリキュラムとしての定着が図られた。
- ・知的財産戦略セミナーについては、県内企業の多くが知財部門を持たない中小企業であることから、先行技術調査、明細書作成及び侵害対策等をテーマに、演習を伴った基礎講座を実施するほか、企業の知財担当者や研究担当者向け、更には学生を対象としたテーマ別セミナーも開催した。

ここで、テーマ別セミナーとしては、例えば平成19年度では「食品業界での新商品開発競争における

知的財産の必要性」や「医療用ロボット開発の現状」、「ロボット技術と知的財産」という演題のものが挙げられる。

尚、島根県との支援協定は一応の区切りとして終了し、平成20年3月のセレモニーにて日本弁理士会に対し県知事から感謝状が贈られた。

そして、協定締結終了後においては、日本弁理士会中国支部が窓口となり、島根県と中国支部との間で密に連携し、地域知財の支援活動が個別に行われている。

### (2) 高知県

高知県は平成15年度に日本弁理士会と支援協定を締結して以来、平成16年、平成17年、平成18年、平成21年に支援協定を再締結し、日本弁理士会に対し支援対象者をより絞り込んだ具体的な支援活動の要請があった。

- ・平成17年度は、知的財産戦略セミナーとして、実務基礎講座（特許、商標）6回や、経営者向け特別講座（中小・ベンチャー企業の知的財産戦略、地域ブランドの掘り起こしと全国展開、ブランドの保護・管理）2回が行われていた。
- ・平成21年度は、職員向けの知財勉強会3回（著作権と産業財産権制度の概要、身近なところにある商標法、商標検索）や、行政機関・団体職員向け知的財産セミナー（商標の戦略的活用について）3地区や、知的財産活用モデル支援事業として、特定の組合に対し知財に関するアドバイザーを派遣することが実施されている。

### (3) 岩手県

- ・平成19年度は、経営者セミナー2回（経営者向け知的財産活用～中小企業経営における知財戦略～）、初級セミナー2回（知的財産権基礎）、具体的な実務を演題とした中級セミナー6回が行われた。

中級セミナー：

第1回：特許侵害訴訟対策

第2回、第3回：特許請求の範囲、明細書作成の留意点その1、その2

第4回：デザイン戦略／意匠法の活用

第5回：商標係争の実務／警告の出し方受け方

第6回：著作権の概要と企業活動上の留意点

- ・平成21年度は、中級コースと経営者コースとに

分かれて実施されており、中級コースについては講義に加えて演習が行われた。

中級コース：

- 第1回：審査に強い特許明細書
- 第2回：商標のトラブルを防ぐために
- 第3回：著作権

経営者コース：

- 第1回：知財の経営戦略への生かし方

#### (4) 福島県

- ・平成18年度は、講義と演習形式の知的財産戦略セミナーが5回行われた。
  - 第1回：あなたのアイデアを守ろう！
  - 第2回：ものづくりと特許の関係って？
  - 第3回：知らなかったではすまされない特許権の侵害
  - 第4回：デザイン力がブランドを生む！
  - 第5回：商標それは物言わぬセールスマン！
- ・平成21年度には知的財産セミナーは開催されず、「ふくしま知的財産プラットフォーム委員会」へ委員を派遣した。

#### (5) 栃木県

- ・平成17年度は主として特許に特化したテーマの知的財産権実務セミナーが5回行われた。
  - 第1回：ビジネスに生かそう知的財産権
  - 第2回：発明を知れば、特許が分かる
  - 第3回：特許の事前調査
  - 第4回：特許明細書の書き方
  - 第5回：特許出願から権利成立まで
- ・平成19年から、栃木県との支援協定については関東支部が担当を引き継いだ。例えば平成21年度には、知的財産実務セミナー（中級1）として、「特許の活用について」、「発明発掘の仕方および他者特許の活用について」というテーマ、知的財産実務セミナー（中級2）として、「外国で商標を取得し活用するために」、「外国特許出願およびPCT出願についての留意点」という絞ったテーマにつき、講義及び演習のセミナーが行われている。

#### (6) 北海道

- ・平成19年度は、ものづくり、バイオというテ

マに絞った研究職員の知的財産研修、また、中小企業・ベンチャー企業のための知的財産マネジメント研修が行われた。

ものづくり：

- 第1回：知的財産権の概要
- 第2回：先行技術調査実習
- 第3回：特許申請書記載実習

バイオ：

- 第1回：知的財産権の概要
- 第2回：特許申請書記載実習

知的財産マネジメント研修：

- 第1回：中小・ベンチャー企業における知的財産戦略の重要性
- 第2回：特許につながる発明の発掘方法（演習）
- 第3回：商標を活用したブランド戦略
- 第4回：権利侵害とその実践的対処方法

- ・平成21年度は、地域における知財相談に関する相談等、各地域における地域ブランドに関するセミナー等が検討されている。

#### (7) 鳥取県

- ・鳥取県では、平成21年7月に日本弁理士会との間の知財支援協定を再締結し、記念フォーラムが行われた。
  - 今回の再締結では、前回の協定事項に加えて、「県内中小企業の知財活用による事業化を支援する体制の構築に向けた各種事業の連携実施」についての協力要請があった。
- ・2006年にわが国で最初に「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」を制定し、これに合わせて「とっとり知的財産活用プラン」を策定した。
- ・平成18年から3年間に亘って行政職員向けの身近にある知的財産（主として著作権）についてセミナーが「講義+演習」形式で行われた。複数の事業所に対して同じテーマのセミナーを3年間で延べ18回行った。
- ・鳥取県弁理士定着促進事業を実施し、2008年に1つの弁理士事務所が更に開業された。
- ・平成21年度には、知財テーマを絞ったゼミ形式にて討論する知財ゼミ6回、中小企業対象の実務者セミナー2回、意匠デザインセミナー2回が実施され、更に、ブランド戦略セミナー1回、並びに、発明フェス2009（シンポジウム）1回が予定

されている。

知財ゼミ：

- 第1回：やさしい!? 知財講座
- 第2回：知財戦略と営業秘密管理
- 第3回：かしこい特許情報の使い方
- 第4回：損をしないライセンス戦略
- 第5回：中小企業は知財の宝庫
- 第6回：知財をめぐる争い

実務者セミナー：

- 第1回, 第2回：わが社の特許戦略その1, 2

意匠デザインセミナー：

- 第1回, 第2回：デザイン・意匠の戦略的活用
- ・鳥取県知的財産マネジメント委員会に委員を派遣し、県が保有する知財権の適切なマネジメントを遂行するようにした。
- ・知財ビジネスプロデューサの育成や、知的財産活用促進委員会への委員についての派遣要請があった。

## (8) 宮城県

- ・平成19年度は、経営者・役員・知財部長のための包括的権利取得による商品保護（食品分野／機械分野／電気分野）、農林水産での新規展開のための海外への農産物輸出に関するブランド保護、技術者・知財担当者のための特許明細書の考え方・書き方をテーマとしたセミナー、及び、特定の高校に出張開催する高校生セミナーが実施された。尚、高校生セミナーについては、支援センターの第1事業部（小中高校生教育支援の担当事業部）に協力要請した。以下同様である。
- ・平成21年度のセミナーとしては、具体的に知財テーマを絞ったセミナーが企画され、企業と知財の「い・ろ・は」セミナーが2回、ものづくり企業のための企業ブランドを守る国際模倣品対策セミナーが1回実施されている。

「い・ろ・は」セミナー：

- 第1回：企業知財部在籍弁理士による Part1
- 第2回：特許庁OBによる Part2
- 国際模倣品対策セミナー：中国及び東南アジアにおける企業の模倣品対策

## (9) 石川県

- ・平成19年度は、中小企業等向けの知的財産実務者

研修(初級)についてのセミナーが3回行われた。

第1回：ある特許の一生

第2回：知的財産とは、なに？

第3回：特許情報等の利用法

- ・平成21年度は、単発セミナーとして、海外商標問題と商標の有効活用というテーマのセミナーが実施された。更に、知的財産セミナーとして3回連続セミナーが、現在テーマを絞り込んだ形で検討されている。

## (10) 山形県

- ・平成19年度には、主として特許に特化した知的財産セミナー5回が行われた。
- 第1回：中小企業の生き残り戦略
- 第2回：アイデアが特許される条件は？
- 第3回：技術開発や出願の無駄をなくそう
- 第4回：しっかりと権利を取得するための手続きの知識
- 第5回：ビジネスに生かそう知的財産権
- ・平成21年度には、産業技術短期大学で「身近な特許・商標について」というテーマが、農業大学で「農産物に関する知的財産とその活用事例」というテーマの啓発講座が行われ、また、職員を対象とした知的財産セミナーとして、「公設試験研究所における特許戦略とは」というテーマのセミナーが行われた。

## (11) 愛媛県

- ・平成19年度には、知的財産セミナーとして、支援センターの第1事業部の協力を得て寸劇の特許エンターテイメントセミナーが3地区で行われ、また、「商標制度の概要と地域団体商標の活用について」というテーマのセミナーが2地区で行われ、更に、「商標・意匠の有効活用について」というテーマのセミナーが1地区で行われた。
- ・平成21年度には、高校生向け知的財産セミナーとして、「知的財産とは何か」、「ものづくりと知的財産」、「地域ブランドとは？」等のテーマのセミナーが7校で延べ8回行われた。また、職員向け知的財産研修会として、3地区で「職務発明、共同出願及び県有知財の実施契約」というテーマのセミナーが行われた。

(12) 秋田県

- ・平成 19 年度は、支援協定締結時に記念イベントとして、「眠っている知的財産を掘り起こそう！活用しよう！」というテーマで「知的財産活用セミナー」及び相談会が開催された。
- ・平成 21 年度は、知的財産権セミナーとして、「商標の付き合い方」というテーマのセミナーが実施された。また、秋田県知的財産権担当者研修会として、「特許権の実施許諾契約及び共同研究契約等の締結について」というテーマのセミナーが実施された。

(13) 青森県

- ・平成 21 年 4 月には、支援協定締結記念イベントとして、「知的財産フォーラム in 青森」が開催された（図 4 参照）。



図 4 支援協定締結記念イベント例

- ・育成品種に係る知的財産関係の研修会として、「育成品種に係る知財の活用」というテーマのセミナーが実施され、更には複数地区では知財の無料相談会が実施された。

(14) その他

川崎市、横浜市については関東支部が、長野県、富士宮市については東海支部が、福岡県、大分県については九州支部が夫々独自に支援活動を行っている。尚、各支部による独自の支援活動についてはここでは省略する。

6. 支援協定に基づく支援活動の留意点

(1) 支援員の人選

上述した各地方自治体での支援活動を見るに、例え

ばセミナーの知財テーマについては、地方自治体の知財施策に直接役に立つ知財テーマ（例えばものづくりや農水産に特化した知財、契約、権利侵害、著作権、地域ブランドなど）の要請が多くなっていることが理解される。また、地方自治体の知財施策を実現するための専門委員会への委員要請も次第に増加してきているように思われる。

してみると、各地方自治体からの各種要請に的確に対応していく上で、講師や専門委員会委員等の支援員の人選をし易い体制を整備することが必要である。このため、支援センターでは、支援員のデータベース整備、支援員の資質維持向上のための研修、更には、支援員によるセミナーテキストの有効利用について逐次検討を進めている。

(2) 支部、関係団体との連携強化

地方自治体での支援活動に当たって、各支部が独自に働きかけるもの、あるいは、日本弁理士会以外の関係省庁、関係団体主催のものが多く存在する。同じ地域で同様なテーマの支援活動が重なることは好ましくないため、日本弁理士会と各支部との連結は勿論、関係省庁等との連結をより強化し、無駄のない効率的な支援活動を実現することが必要と思われる。

(3) 地方自治体との支援協定のあり方

地方自治体との支援協定のあり方については、例えば鳥根県に見られるように、ある年月を経た時点で日本弁理士会との支援協定を発展的に解消し、それ以後は自立した状態で日本弁理士会と必要に応じて連携していくのがよいように思われる。

7. おわりに

本稿では、地方自治体との支援協定現状報告について説明したが、地方自治体に対する支援活動を更に充実させるには、支部会員各位に全員参加という意気込みで支援員、運営委員として積極的にご協力をお願いしたい。特に、会員数の少ない支部での支援活動に格差が生じないように、支援センターや他の支部で的確にサポートすることを心掛けることが必要と思われる。

尚、「地方自治体との支援協定の今後の課題」については、本稿では触れず、渡邊喜平支援センター副センター長による別稿を参照頂ければ幸いである。

(原稿受領 2009. 12. 17)